

平成26年8月 定例教育委員会

日 時 平成26年8月20日（水）
13時30分～

場 所 市役所11階 研修室

出席者

（教育委員）

久田委員長 深町委員 合田委員 内海委員 永元教育長

（事務局）

百津教育次長兼学校教育課長 久家教育次長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 大藤総務課長 金子教育センター所長 小田社会教育課長 塚田スポーツ振興課長補佐 吉田学校保健課長 犬塚青少年教育センター所長 吉住公民館政策課長 阿比留総務課長補佐兼庶務係長 宮崎総務課主任主事

内 容

(1) 委員長報告

(2) 教育長報告

(3) 議題

- ① 佐世保市立幼稚園条例の一部改正の件
- ② 宇久小学校・神浦小学校の統合に係る通学区域審議会への諮問の件
- ③ 佐世保市公民館運営審議会委員委嘱の件
- ④ 平成26年度佐世保市一般会計補正予算（9月補正）の件
- ⑤ 江迎中学校校舎改築工事請負契約締結の件

(4) 協議事項

- ① 学校における食物アレルギー対応について
- ② 教育委員会の傍聴しやすい環境整備について

(5) 報告事項

- ① 「いのちを見つめる強調月間」における取組と成果について
- ② 佐世保市内女子高校生の逮捕事案について
- ③ 中部地区公民館サマースクールでの人身事故発生について
- ④ 雑誌の除籍作業ボランティア募集について

(6) その他

- ① その他（日程調整等）

◆ 委員長報告

- 7月26日 教育会ふれあい会
- 7月28日 臨時教育委員会

- 7月29日 文教厚生委員会研究会
- 7月29日 教科書採択審議委員会
- 7月31日 佐世保市学校給食検討委員会
- 8月 4日 前期教育委員会
- 8月 5日 教科書採択審議委員会
- 8月 7日 文教厚生委員会研究会
- 8月11日 臨時教育委員会

◆ 教育長報告

- 7月26日 教育会ふれあい会
- 7月30日 鹿町地区市政懇談会
- 7月31日 佐世保市学校給食検討委員会
- 8月 4日 前期教育委員会
- 8月 5日 例規審査委員会
- 8月 7日 文教厚生委員会研究会
- 8月11日 臨時教育委員会
- 8月11日 社会教育委員の会議
- 8月19日 九州地区小学校長協議会研究大会

◆ 委員長報告・教育長報告に関する質疑・意見等
特になし

～ 以下、事務局から内容の説明を行ったが、その部分は記載していない。～

◆ 議題

①佐世保市立幼稚園条例の一部改正の件

・子ども・子育て支援新制度の施行により市立幼稚園保育料の必要な改正を行うもの

【委員】 保護者からこういった質問が出たのか。

【事務局】 多様な意見がありました。8月8日付の新聞報道が先行したこともあり、どうして5園廃園しないといけないのか、廃園後はお金が余るのでその分をスクールバスに回すべきではないか、今回の事件を受けた形で、子どもたちと母親或いは家族を結んでいくところがあるのに、どうしてこんな時に廃園をするのかといった厳しいご意見、保育料を6,500円のまま据え置きできないかなどが主な意見となっています。

【委員長】 端的に言えば、法が変わって応分の負担になるから、公立幼稚園も私立幼稚園も保育所も全部そういう形になっていくので、条例を変えないと法の趣旨にそぐわなくなるということであろう。説明で少しわかりにくかったのは、今の6,500円は保護者が幼稚園に収めて、幼稚園が市に振り込んでいる。振込先は佐世保市であるが、お世話をしているのは教育委員会なのか。というのは、今度は応能負担となり、所得に応じて保育料が変わってくる部分の処理のあり方というのが、子ども未来部という表現があったので、その部分は

子ども未来部が担っていくということなのか。

【事務局】 現在は、直接保護者が給食代等の諸経費を含めて幼稚園に収め、それを集約したものを幼稚園が市に納入しているので、子ども未来部が特に関わっているということはない。ただ、今回の部分については、納付書を子ども未来部から幼稚園を経て保護者に渡し、納付方法は各種あると思うが、考えなければならないのは、保護者が幼稚園で支払うという手段をとった際に、いわゆる所得に応じた形というものがあるので、個人情報という点が懸念されるということがある。子ども未来部が補助執行という形で主になってくるため、こういったことについて子ども未来部と十分協議していかなければならないと認識している。

【委員長】 もう一点。幼稚園と保育所といえば、保育所はいわゆる共働きあるいは面倒を見る祖父母等がないという状況に対して、朝預けて夕方迎えに行くというパターンになると思うが、幼稚園の場合、4時間教育を原則とするという幼稚園教育要領の枠の中での幼稚園教育であると考え。ところが、それが一緒になったときに、預かり保育的なこともするようになったら、例えば共働き家庭であっても幼稚園も保育所も選ぶことができるようになると思うが、その時の所得というのは夫婦の所得をあわせたところの所得で見ることになるのか。

【事務局】 そのとおりである。

【委員長】 本件は、9月議会で提案することとなるのか。

【事務局】 そのとおりである。なお、廃園に関しては10月の定例教育委員会議題として諮る予定である。

【委員長】 では、本件について了承してよいか。

～異議なし～

【委員長】 それでは本件は事務局案どおり了承することとする。次の議題の説明を請う。

②宇久小学校・神浦小学校の統合に係る通学区域審議会への諮問の件
・宇久小学校と神浦小学校を統合することに伴い、神浦小学校区を宇久小学校区に改めることに対して諮問を行うもの

【委員長】 この件については、折に触れ報告があっていたので、理解も深いかと思うが改めて質問はないか。

【委員長】 一点目の質問として、議事録の中の事務局から答弁では、早ければ統合時期を平成27年4月からというものがあるが、一方で神浦小PTAからの要望では平成28年4月からというものがある。その部分をどのように考えていくのか。方向性がわかれば示してもらいたい。2点目の質問は、神浦小の要望事項(2)に神浦小の児童生徒が在籍すると継続というのは、現在の在籍小学生までなのか、神浦地区に子どもがいれば継続するというものなのか。また、通学手段(公共交通機関等)はあるのか。

【事務局】 1点目については、いずれの時点にするのか協議をしたところであるが、できれば平成27年4月がベストではないかという思いがあった。それは、1年生と3年生に一人という状況があり、保護者の中には、平成26年9月からでも統合してほしいという思いが

ある者もいたためである。ただ、一方で学校自体に対する地域の思いというものもあり、最後の催しという思いを込めながら統合に向かいたいという意向が地域や保護者の中にもあった。7月30日に保護者が集まって会議をしていただいた。その中では、前段の早くという思いもありながら、平成28年4月からということで、最後の思いを込めながら一つ一つやっていきたいという結論が出ている。このような経緯により、平成28年4月からという要望となったものである。

2点目で、現というのは、神浦小学校区のところまでかかることになるので、現神浦小学校区にいる子どもたちに対しては、今から4/4補助を実施していくということでご理解いただきたい。また、バスについては、現在中学生が使っている路線バスがあるので、それに同乗してもらうことになる。

【委員長】 例えば、現宇久小学校区に住んでいる子供たちで遠距離通学児童がいれば、3/4補助になり、神浦小学校区の児童は4/4補助ということになるのか。

【事務局】 そのようになる。

【委員長】 通学区域審議会に諮問するわけであるから、そのところは十分検討を加えられながら、「いつから統合すべきである」といったような大枠が決まる程度になるのか。

【事務局】 そのとおりである。できれば、諮問即日答申をいただきたいと考えている。なお、諮問当日は関係PTA会長等に意見を聞くということも必要なところであるが、島部ということもあり、今回は要望書並びに承諾書もいただいていることで、これに代えたいと考えているところである。

【委員長】 それでは、本件について異議はないか。

～異議なし～

【委員長】 それでは本件は事務局案どおり了承することとする。次の議題の説明を請う。

③佐世保市公民館運営審議会委員委嘱の件

・佐世保市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い新たに委嘱を行うもの

【委員】 2年間で何回くらい会議があるのか。

【事務局】 年3回開催している。

【委員長】 今期は良いとして、次回は、鹿町・吉井・小佐々あたりへの配慮というものが必要ではないかと思う。そういう配慮がないと特定の地区ばかりということにもなりかねないので、特に合併町については、配慮しながら進めてもらいたい。その他、質問がなければ、原案どおり委嘱することです承してよいか。

～異議なし～

【委員長】 それでは本件は事務局案どおり了承することとする。次の議題の説明を請う。

④平成26年度佐世保市一般会計補正予算（9月補正）の件

・学校図書の購入、施設改修など総額28,300千円の補正予算を計上するもの

【委員長】 質疑はないか。なければ、本件を了承してよいか。

～異議なし～

【委員長】 次の議題の説明をお願いします。

⑤江迎中学校校舎改築工事請負契約締結の件

【委員長】 質疑はないか。なければ、本件を了承してよいか。

～異議なし～

【委員長】 では、協議事項に移りたい。説明をお願いします。

◆協議事項

①学校における食物アレルギー対応について

- ・佐世保市立学校給食アレルギー対応の基本を定めるにあたり、佐世保市学校保健会に対して検討を依頼するか協議するもの

【委員長】 この件に関しては、先日の前期教育委員会で具体的な説明を受けて、方針も具体的に煮詰まっていると思う。今後も、適切な時期に報告を請うこととし、その他質問がなければ、了承するというところでよいか。

～異議なし～

【委員長】 次の協議事項の説明をお願いします。

②教育委員会の傍聴しやすい環境整備について

- ・過去に教育委員会の傍聴者が0人であることから、これらを改善する方策について協議するもの

【委員】 時間帯、場所等よく考えてあると感心した。時間帯に関しては、どれも試してみる必要があるのではないかと思う。まずは、5時から、次の時は6時からとすべて試してみて、それでも傍聴者がいないということであれば、どれも試行してみたが駄目だったといえるので、近いうちに実施していく必要はあるのかなと考える。

【委員】 場所の件だが、私たちはどこへ行けと言われればどこへでも行くのだが、事務局のこれだけの人たちが移動するとなると、経費的に無駄があるのではないか。ここで開催しているからこそ迅速に業務もこなせている状況ではないかと考える。事務局の大変さが気にかかる。

【委員】 夜間や土日に勤務をすることとなれば時間外勤務手当が発生するのではないか。

【事務局】 ここに集まっている者は、すべて管理職であるので時間外勤務手当は発生しない。

【委員】 もちろん市民の方々には、この教育委員会がどうやって成り立っているのかということを知っていただき、理解していただくことはすごく重要なことだと思うが、ここに集まっている人の働いている立場というものを考えれば、わざわざ場所を変えてしなければならないのかという考えもある。もちろん知っていただくために、毎回議事録が出てそれを市民が目を通せばわかる話であるが、それを知ってもらうきっかけ作りとしては良いかなとも思う。そのために、場所や時間を動かすということに対して、いいですねとは言えないところがある。

【事務局】 例えば、土日の勤務であれば、半日単位で振り替え休日という手段もある。

【委員長】 いずれにしても、3月議会で質問を受け、ここで協議し、方向性を確かめて答弁しているわけである。そして、こうした研究をして、やってみたという実績は必要であると考え。やらずして何も語れない。そうであるとすれば、アルカスは有料であるので、論外として、総合教育センター或いは山澄地区公民館辺りでの開催を考えてみてはどうか。

【教育長】 本庁1Fイベントホールではだめなのか。先ほどのご心配に配慮すればここを使ってはどうかと思うが。

【事務局】 夜間、休日の来訪者への駐車場からの誘導が困難である。

【委員長】 もう一つの課題は、傍聴に行ったが、議題が市民に対して関心が高いものの一つは入れておかないと、条例の一部改正のような案件ばかりでは付いていけないのではないか。仮に11月に実施するとなれば、おそらく予算の件ということになると思うが、この辺りはどうなのか。

【事務局】 委員長ご指摘のとおり、予算審議が想定される場所である。しかし、予算も議会に提案する前であるので、総額の説明はできても、個別具体的な予算額は傍聴者に工事や委託の関係者が入ることもあるということを見ると示しにくい部分がある。従って、施策の方向性などを検討する場面を設定するなどの工夫が必要と考えている。

【委員長】 いずれにしても、事務局で日程、議題ともに整理を行い、社会教育委員や関係者への通知を行ってもらいたい。一般市民に対しては、可能であれば広報させばやホームページでお知らせするという方法に代えることでいいのではないかと思う。議員に対しても、個別にご案内をすれば傍聴に来られることも考えられる。

【事務局】 了解した。

【委員長】 その他質問がなければ、本件の開催時期等に関しては事務局に一任し、実施する方向で了承してよいか。

～異議なし～

【委員長】 次に、報告事項の説明をお願いします。

◆報告事項

① 「いのちを見つめる強調月間」における取組と成果について

～質疑なし～

② 佐世保市内女子高校生の逮捕事案について

【委員】 給食の異物混入事件について、当時の対応が適切であったのかという検証をすべきではないか。また、今回の事件を受けて、加害生徒の精神鑑定が行われれば、恐らく黒という判定になるのではないかと思うが、いわゆるまどか教室等に通う児童を持つ保護者からは、発達障害等の答えが出た場合に、また自分たちの子どもの居場所がなくなる、また学校に通えなくなるといった不安な声が多く寄せられている。そういったことへのフォローも市教委としては考えていかなければならない。

【事務局】 異物混入については、保護者等との壁というか、そういったところが気になる場所である。つい最近、虐待等に対して学校側が勇気をもって児童相談所へ通報するなどの対応を行ったが、保護者が学校教育課に来て、2時間以上苦情を言うなどなどの状況がある。法的に守られていることに対してもこのような状況であることを考えると、本事案への対応も相当難しいものであると考えている。ただ、県の調査を受けて、我々がやらなくてはいけないところについてはやる。本市には、いじめ等対策推進委員会があるので、そこへはこれらを含め話をしていきたいと考えている。

また、発達障害児童への対応については、我々も非常に危惧をしている。俊ちゃん事件の際もアスペルガーという言葉が独り歩きをして、そういう子どもたちを持つ保護者は非常に辛い思いをしたと思っている。この部分は、特に県教育委員会がどういう判断を出してくるのかという所が大きい。特別支援室等（の立ち上げ）も含めて、協議をしていかなければならないと思う。まずは、我々としては子どもたちをしっかりと見守っていかなければならないと考えている。

【委員長】 県教委は、今回の事件と給食の異物混入が関連があると言うとのことであるが、当時市教委としては、当該事件の報告を県教委に行い、小学校長から中学校長へ申し送りもしている。何も揉み消すような行為は行っていないと認識している。そこで、県の調査では、当時の中学校長が、小学校長からこうした事件があったという申し送りを受けたという事実確認をしているのか。

【事務局】 解決済みの事件であるとの認識を持っているとの報告を受けていると回答があったが、我々としては、それはおかしいと、再度確認をとってくれと県に申し入れた。校長から校長に直接申し送りをすることの重みということがどういうものなのか、県はそういったことも把握していないのかと抗議を行った。市教委は、中学校に進学後も、加害、被害両者が通う中学校長或いは副校長にその後どうかという確認の電話を入れている。

【教育長】 委員長がおっしゃった事実関係については、警察も検察も一般に流布されているような情報を公開した事実はないと確認した。市教委は、小学校で起きた事件は知っているが、今回の加害生徒の情報は何も得ていない中で、関連についてはわからない。ではなぜ県は知りえたことになったのかというと、学校が知っていたからということになる。22日に県の文教厚生委員会が開催されるが、その時の説明の仕方次第で我々も知り得ることとなると思う。

【委員長】 もう一つ教育委員会として推し進めていく必要があるのは、今話題が学校教育に特化してしまっていること。教育というのは、学校教育ばかりではない。教育基本法においても、家庭教育、親の教育というものを、特別におこして書いているのだから、地域の教育や家庭の教育を高めるための手立てを打っていかねばならないことを言っていないと、学校教育のみで攻められても、現場は一生懸命、これ以上やれないというくらいにやっているのに、起こる部分というのは家庭教育の力や地域の力という部分を出していかないといけないんじゃないかと思う。

【委員】 やや話題がずれるが、これだけ心の教育をしているのに、先日教員の不用意な発言が報道されていた。それが、大久保小の担任の先生だったということまで報道されている。今一度教師も自分の言葉というものに十分気を付けてもらいたい。

【事務局】 この後、校長会等もあるので、その際に指導する。また、学校保健課長とは、異物混入があったということを受けて、夏休み明けの給食に模倣犯が出ないように確認をとっている。

【委員長】 一定落ち着きを見せ始めた時期ではあるが、二の矢、三の矢を受けて、落ち着いた取り組みができるように、お互い知恵を出し合って乗り切っていきたいと思う。

【教育長】 調査委員会は、県が設けるのか。

【事務局】 知事は、第三者委員会を設けたいという意向を持っているが、教育長がまだ動きを見せていない。今度の文教厚生委員会で第三者委員会を設けたいとの説明をしようという意向であることを確認している。市教委では、調査委員会を立ち上げるのではなく、いじめ等対策推進委員会の中で検討していただくことにしたい。

③ 中部地区公民館サマースクールでの人身事故発生について

【委員】 この夏、親子教室関連でいくつかの地区公民館に行ったが、調理室が非常に汚い。利用後の片づけを徹底させるように努めてもらいたい。

【事務局】 了解した。

④ 雑誌の除籍作業ボランティア募集について

～質疑なし～

その後、次回開催日程を決定し、終了となった。

— 了 —